

大規模地震災害に備えて ～「栃木県道路啓開計画」の策定～

栃木県県土整備部道路保全課

1 はじめに

道路啓開とは、緊急車両等の通行のため、早急に最低限のがれき処理や簡易な段差修正等を行い、救助・救援のためのルートを開けることをいいます。東日本大震災では、発災後に立案された「くしの歯作戦」による道路啓開が実施され、発災翌日には沿岸部主要都市へのアクセスルートが確保されるなど、その重要性は大きく認識されています。

栃木県では、これまで「地域防災計画」「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき道路啓開作業を行っていましたが、能登半島地震の発生などを踏まえ、道路啓開の考え方や手順、事前に備えておくべき事項をとりまとめた「道路啓開計画」を新たに策定しました。

2 「道路啓開計画」のポイント

(1) 被災情報の収集

情報収集の手段として、道路パトロールや道路監視カメラ（CCTV）によるほか、貴協会が運営している「道路河川等管理情報システム」を活用した情報収集を行います。

(2) 啓開ルートの選定方針

県管理道路の道路啓開は、「地域防災計画」等で定められる防災拠点の中から救助・救援に係る防災拠点を対象とし、被災状況や啓開に係る作業時間等を勘案し、啓開ルートを選定します。また、県域を跨ぎ南北軸、東西軸を構成する国道4号（新4号国道含む）、国道50号、東北縦貫自動車道、北関東自動車道の4路線については、県管理道路に先立ってルートを確保する必要があると考え、最優先で啓開を実施する路線として位置づけました。

(3) タイムライン

発災後3時間程度で被災情報を集約し、6時間程度で啓開を実施するルートを決めます。また、人命救助の72時間の壁を意識し、発災から48時間以内に災害拠点病院など広域的な救助に係る防災拠点を結ぶルートの啓開完了を目標としています。

(4) 啓開の実施

道路上に散乱したがれきの撤去は、災害協定に基づき、各土木事務所から貴協会各支部へ依頼し、警察や消防、自衛隊による救助活動と連携し、上下各1車線の計2車線を緊急車両等の通行空間として確保とします。

3 おわりに

栃木県は、首都直下地震や南海トラフ地震など、近い将来に高い確率で発生が予測されている地震はありませんが、熊本地震や能登半島地震は低確率の地域で発生しています。このため、平時から道路啓開体制の強化、訓練を通じた技能の習熟を図るものとし、大規模地震への備えを推進して参ります。

栃木県の道路啓開にあたっては、貴協会の協力が必要不可欠であることから、これまで以上の連携、協力をお願いいたします。



図 発災直後イメージ

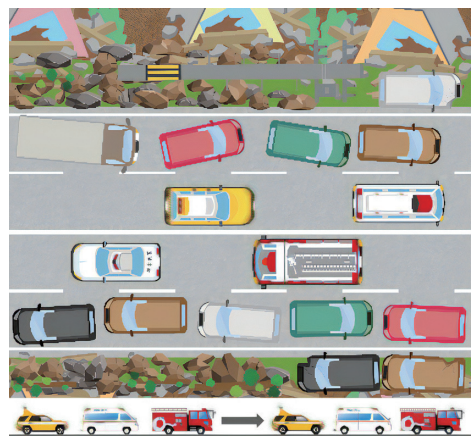


図 道路啓開後イメージ